

# **【伊根町伊根浦傳統的建造物群保存地区關係例規集】**

**伊根町伊根浦傳統的建造物群保存地保存計計画**

**伊根町傳統的建造物群保存地区保存条例**

**伊根町傳統的建造物群保存地区施行規則**

**伊根町伊根浦傳統的建造物群保存地区補助金交付要綱**

**伊根町教育委員会**

## 伊根町伊根浦伝統的建造物群 保存地区 保存計画

伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という。）第5条の規定に基づき、伊根浦伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

### 1. 保存地区の保存に関する基本計画

#### (1) 概要

##### ◎地理

伊根町は、京都府北部、丹後半島の北東岸に位置し、東部から北部は日本海に面し、南部は宮津市、西部は京丹後市弥栄町、同市丹後町と隣接している。

明治22年4月の町村制の施行によって、伊根・朝妻・本庄・筒川の4ヶ村が誕生し、その後、昭和29年11月にはこの4村が合併して伊根町となる。面積は61.98平方キロメートルで約80%が森林である。また、海岸線のわずかな平地に漁業集落があり、京都府内でも有数の漁業の町である。

伊根地区は、鷲崎、鋤崎、亀山から形成される半島により東側を遮断され、湾口を南側にもつ伊根湾を形成している。さらに、湾口部には、青島が立地するため静穏度の高い天然の良港となっている。しかし、背後には急峻な山が海岸まで迫っており、その傾斜が海底まで続いたため水深も急激に深くなる。また、潮位差は小さく年間平均潮位差は50cm程度である。集落は、伊根湾（周囲約5km）全域にわたって海岸沿いに細長く形成されている。

##### ◎歴史

伊根浦にいつ頃から人々が生活し始めたのか、今のところわかっていない。しかし、6世紀末の建造とされる大浦中尾古墳（昭和56年調査 鉄直刀・鉄斧・鉄鎌・須恵器などが出土）より、海を支配する豪族と、彼らに率いられた人々がこの

伊根浦周辺に、古代から住んだことを物語っている。

日出、高梨、平田村の存在を示す最も古いものとして、日吉神社（宮津市）に所蔵されている棟札がある。棟札は計7枚あるが、その内、1番古い天文18年（1549）のもの3枚に、社殿造修営当時の代官、奉行人、大工の名とともに、伊禰（伊根）庄の有力者の名前が記載され、日出、高梨、平田村という文字が見えることから、3村は少なくともそれ以前に成立していたことがわかる。残る立石、耳鼻、亀山地区は、もともと高梨地区を含めて亀島村という1つの共同体を形成しており、現在でも祭事はこの4地区で行われている。それぞれの地区の形成過程について確かな史料はないが、高梨から対岸の立石に分家移住し、人口が増加したため、その子孫が耳鼻、亀山にも分家していったと伝えられている。

立石、耳鼻、亀山地区の名称が確認されるのは、明暦2年（1656）から亀嶋村で記述された捕鯨記録「鯨永代帳」（大正2年まで）による。

伊根浦における捕鯨の歴史は、天文年間に始められたと伝えられている。当初は、亀島、平田両村にその権利があったが、明暦2年以降亀島村が独占するようになった。

江戸時代、伊根湾はお間内とよばれ、鯨、鱒、鮪、鰹などを盛んに捕っていた。湾内に入った鯨が外へ逃げないように、青島を中心として高梨、亀山方面に網を張って湾口をふさぎ、耳鼻の谷や黒地、大浦の入り江に追い込むという壮大なものであった。村総出で鯨を捕り、捕獲後4地区（亀島村の高梨、立石、耳鼻、亀山）での入札が行われている。漁船の数も多く、享保2年の「諸色差出帖」によれば漁船数亀嶋村240隻、平田村41隻と記されており、伊根浦独特の「ともぶと」といわれる軽船で漁業を営んでいた。

舟屋は「ともぶと」を収納する建物として建てられたが、漁具や魚網の干し場にも使用していた。

明治13年(1880)より昭和25年(1950)まで鰯の大漁、豊漁が6回あり、この景気を受けて伊根浦の建物の新築、改築が進み町並みも移り変わっていった。

明治22年の町村制の施行によって、伊根浦の3ヶ村は合併して、伊根村(亀島区・平田区・日出区)となり、昭和29年には、伊根・朝妻・本庄・筒川の4ヶ村が合併して伊根町となった。現在の町並みが形成された要因は、前述の鰯景気と昭和6年から約10年の歳月を要して昭和15年に完了した府道伊根港線の拡張工事である。この工事は、総延長5kmに亘り幅員4mの道路を新設するものであり、舟屋・蔵を海側に移し、主屋と舟屋の間に道路を通すもので、これにより現在の町並みの基本型が構築された。この時に、一部の舟屋が2階建てとなり、さらに鰯景気の度に多くの舟屋が瓦葺き2階建てに替わって行った。それ以後は、大きな変化もなく同形態・同規模で連続性のある舟屋群の景観が継承され、歴史的風致を形成している。

## (2) 町並みの特性と伝統的建造物群の現況

若狭湾に面した伊根浦は、東西、北側の三方を山に囲まれた日本海側には珍しく南に開けた静かな入り江である。その内海と外海の接するほぼ中ほどに、自然の築いた防波堤のように、緑濃い青島が浮かんでおり、湾の入り口を二分している。しかも、三方を囲んでいる急傾斜の硬い岩山はそのまま海に落ちて、深い淵をつくって、波を起こしにくい地勢を形成している。潮の干満差は年間50cm程度と極めて小さい。

伊根湾を囲む背後の山は、中腹辺りが住居や畑、道路や寺社などが建ち並ぶ生活圏であった。しかし、不便なため先人たちは、永年共同して山を削り平地に主屋や蔵、海を埋め立て海際ぎりぎりに舟屋を建て漁業への利便を図った。町並みは時代とともに少しずつ海側へと変化してきた。伊根浦の集落は背後にあるシイを中心とした雑木が茂る

森の恩恵を受けて成り立っている。シイや松の木は塩分に強いことから、舟屋の材料として柱や土台に使われた。寺社は、主屋のすぐ裏山の斜面、標高20mぐらいのところ到现在も建ち、地区によっては蔵も建っている。しかし、山を削り平地を広げたため、豪雨になるとどこかで山崩れが起きた。そのため近年、主屋の後は急傾斜地の擁壁工事を行い、高いコンクリートの壁に変わってきている。現在残っている森林は、明治31年(1898)に「魚つき保安林」に指定され、魚の格好のすみかを提供している。伊根浦の景観は、緑におおわれた背後の山を含め、海、舟屋群等が一体化してこそ魅力のあるものとして評価できる。

伊根浦は、日出(小坪を含む)、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、耳鼻、亀山という地区から構成されている。大浦を除く7地区に舟屋は残っているが、本来の機能である船を引き上げることができるものは立石、耳鼻、亀山地区に集中している。

漁で生きてきた我々の先祖達は、財産である舟や網を露天に放置できない自然条件に対して、波がなく、干満差の少ない地勢を活かして、舟屋を連続して建て、背後の崖までわずかな平地に主屋・土蔵を並べて集落の形成をしてきた。

舟屋は、すぐ出漁できるようにと、海側ぎりぎりのところに藁葺き屋根の平屋で建てられており、魚網を乾かすのに都合がよいように壁はなく、藁や古縄をつりさげて風通しと水はけをよくしていた。2階部分は、床板を張らず足場板を並べ漁具置き場、網干し場としていた。舟屋は漁業の生活空間として船庫・漁具庫・出漁準備・漁具の手入れ・魚の調理場、干し場などに使われていた。江戸時代後期、半2階になり、大正期に入り、瓦葺き屋根が出現し、昭和6年からの道路拡幅のために海を埋め立てて舟屋を前に出したが、この時に一部の舟屋が2階建てとなり、戦後の鰯景気の際に多くの舟屋が瓦葺き2階建てとなり、1階の開

口部上部・2階の窓上部に庇が設けられて、現在の形態が確立された。

主屋は、道路に対して平入りで妻入りの舟屋と向いあって、伊根浦独特の景観をつくりだしている。現在、屋根はほとんど棧瓦葺きである。

主屋の形式は、平入り広間型三間取りを基本とする丹後型と呼ばれるものである。山陰地方から丹後全域及び丹波北西部に分布し綾部市、福知山市を東限とする。調査報告書によれば、主屋の建てられた時期は、戦後が多く、鱒景気や漁業収益の増加した時期に建てられたものが多く、近世以来の丹後型の性格を色濃く遺していることが伊根浦の主屋の特色といえる。主屋の多くは平入りの出入口を接道させているので、妻側の壁面はほとんど見ることができない。空間の確保ということでは、屋根裏（タカとも呼ぶ）の物置のほか、ほとんどの主屋で、土間の上に中2階が作られている。

また、セガイ造り（建物外側の柱から腕木を出し、これに桁を載せてできた部分に軒天井を張った軒構造）が昭和20年以前から作られており、地区によってはほとんどがセガイ造りである。

庇から上の2階部分の低さが低い、いわゆる厨子（ツシ）2階には、窓を開けたものと窓が無いものがある。それぞれについて、外壁を大壁とするものと真壁とするものがある。

エンガキは、主屋居室部の縁先に取り付けて前面の道路と区切る建具である。伊根浦は主屋と舟屋、蔵などの間を道が通るという構成になっているため、道路に面する縁側の開放性を維持しながらも、私的な室内空間を区画する手段として、開放性と閉鎖性が相半ばするような建具が用いられたのであろう。エンガキと同じ役割を持つものに居室広間の、腰高格子窓がある。エンガキや腰高格子窓は伊根浦の主屋を特徴づける重要な要素である。

蔵は切妻造り、棧瓦葺きである。かつては魚網

や漁壺など大切な漁具が保管されていた。土蔵であるため、防火性能が高く、主屋、舟屋と比べて、江戸、明治期のものが多く残る。時代区分では、明治から昭和20年以前に属するものが最も多い。海側に建つものの多くは、舟屋と同じく、接道面に妻を向ける。隣地に余裕のある場合は、平側に入口を設ける平入りとするが、妻入りのものも確認できる。道路より山側に建つ場合、蔵の棟は主屋の棟と平行し、道路側に平側が向き、平入りとなることが多い。外壁は土で厚く塗り籠め、白漆喰仕上げ、もしくは中塗り仕上げとする。また、外壁に板を張った蔵もある。腰をなまこ壁、洗い出しとするものもいくつか見られる。防火のために軒裏を塗り回すものもある。置き屋根としているものは、鉢巻まで塗り回している。妻側上部には、漆喰を用いて「水」「宝」などの文字を描き、防火や蓄財を願う。なかには手の込んだ鏝絵を施したものもある。

### （3）伝統的建造物群の特性

保存地区を形成する最も特長的な建造物は、舟屋である。舟屋の大きな特徴は、水際ぎりぎりのところに切妻面を海に向けた2階建て建物が、湾を取り囲むように群として並んでいることである。海に接して建てられたことは、船を引き上げる労力が少なくすむ反面、波や潮の干満差に影響を受ける。伊根湾は、日本海にありながら、南向きであり、その出入口に青島があることで波が穏やかであること、その他の有利な自然条件（波静かで潮の干満差が少なく、急に海が深くなっている）を活かして舟屋を構築している。舟屋の材料としては、柱や土台にシイ、梁にはマツといった背後の山でとれる材料が使われている。シイは強い塩分を含む潮風にも良く耐えるので、海際に建ち潮風に晒される舟屋にとって最適な材料といえる。船を引き上げるためには、1階の床が傾斜し、接水していること。また、充分開口部の幅を持っていることである。これは、舟屋にとって最も重要

な特徴であり、かつての舟屋の1階は、海に対して間口一杯に開き、床に傾斜がついて波が出入りしていた。しかし現在では、船の出入りができる開口部の幅が狭くなっているもの、護岸が築かれて船が出入りできないもの、さらには1階が居室化されているものも見られる。

また、舟屋の2階が住居として利用されるようになり、積極的に開口部やベランダが設けられるようになった。これは、現在の景観の大きな構成要素となっており、①ベランダが付設されている窓がある、②ベランダ以外で窓がある、③窓がない・2階がない、という3種類に分類できる。棟数が最も多いのは②であり、全体の60%を占めている。さらに①を含めると90%となり、舟屋の2階を何らかの形で利用し、窓を設けている割合が高い。

舟屋の屋根の形式は、明治期から切妻造りであり、海に向かって妻側を見せている。この特徴は現在でも大半の舟屋に受け継がれている。それ以外の形式には入母屋造りや片流れの屋根もある。また、切妻造りでも海に対して平側を見せるものがある。切妻造りで海に対して妻側を見せているのは全体の約90%であり、舟屋の屋根形式における景観は明治期から維持され、現在でも統一感を与えている。

屋根葺き材は、明治期から現在にかけて茅葺きから瓦葺きに移行し、現在は大半が瓦葺きである。瓦葺き以外には、トタン等の金属板を葺き材に使用したものもあるが、瓦葺きは全体の約90%を占め、屋根形式同様に現在の景観に統一感を与えている。

舟屋が軒を連ねて統一された姿にみえる海側の景観も、道路側に入ってみると、舟屋・主屋・蔵の混在によって、変化に富み、人々の日常生活を感じる景観を構成している。その視覚的質感を形成しているのは、舟屋の板壁、主屋の瓦屋根や格子、土蔵の厚い土壁等である。

昔の区画を探る資料として「天保耕地図」や「亀嶋村全図」などがある。そこには、海に面する間口が狭く、奥行きを深くとった、海岸線に沿って短冊状に区画された敷地が見られる。詳細に絵図を見ると、地割の基本が短冊型であるため各世帯が所有する建物（主屋、舟屋、蔵など）が縦列して配置されているものが多いことがわかる。海際に舟屋、山側に主屋を縦列して建てるのが、短冊型の敷地では自然な配置であった。このことが、伊根浦における建物配置の基本である。

海上から見る伊根浦の景観および町並みは、山を背景として、湾全域の海際に、ある程度同じ間口をもって秩序ある舟屋群が建ち並んでいる点にある。

道路側の景観は、主屋と蔵が山側のわずかな敷地にへばりつくように建てられていたものと推測（現在より約20m上方とされている。）されるが、不便なため段々と現在の海側に降りてきたものと考えられている。しかし、今なお上方に残っている蔵もある。統一性のある町並みを基調としながら、曲折する道に沿って穏やかな変化を持ち込んでいることが伊根浦の魅力を高めている。舟屋の厳しいまでの統一的景観と道路側の変化のある町並みとが相互作用により、伊根浦の良さを一層高めている。

保存地区の景観は、舟屋・主屋・蔵・道・山・海・青島を含めた全体、また、山側に所在する社寺、点在する石垣・祠・井戸などから構成されており、伊根湾を取り囲む集落全体が歴史的な景観を保持している。

伊根浦を構成している日出（小坪を含む）、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、耳鼻、亀山の8集落それぞれの地区の主屋、舟屋、土蔵の建物構成、景観は次のとおりである。

日出地区の小坪は、日出湾の南西側にまとまって住宅が建っており、海岸道路の海側と山側に主屋が建つ。海側の主屋は幅も狭く、建物の配置が

敷地の短冊をそのまま表している。また、脇を流れる日出川が運んだ土砂が堆積し、舟屋の前に砂浜が広がっており、海に面した舟屋としての機能が果たせない状態となっている。

日出地区は、湾曲した海岸線で、北側と東側の道路に沿って集落が形成されている。湾の谷部分は深くまで建物が存在している。谷の奥に建つ主屋は脇に土蔵を従え、舟屋のみ海に面して建っている。主屋と舟屋の間には他家の住居が建つ場合もあるが、主屋の建つ谷部分から近い浜に舟屋は設けられている場合が多く見られる。湾の北側に建つ主屋は間口が広く、それに対して舟屋は間口が狭い。しかし、舟屋脇の敷地には土蔵が建ち、また浜とされているものもあり、短冊型の配置をよく残している。山が海に迫っているところでは、主屋が海側に建ち道路を越えて山側に土蔵を持つ場合もある。海岸線は間口を塞いだ舟屋が多くみられるが、切妻造り、妻入りの歴史的な景観を残している。しかし、集落から離れた小坪側には、ガソリンスタンドやマリナー、町営住宅も建っており、歴史的景観と異なる部分もある。

次に、高梨地区は全体にゆるやかな弓形を描いている地区である。古くは岩壁によって他地区から遮られていた。昭和6年から海が埋められ、山の一部が削られるなどして、海岸道路が湾沿いに通されたが、地区の両端は山が海側に突き出た狭隘な地形を残し、山際に平地が少ないため、主屋が海側に建っているところもある。地区の中央部では主屋と舟屋が道を挟んで縦列し、短冊型がきれいに残っている。その一方で、主屋の海側に別所帯の主屋が縦列して建ち、共に舟屋を持っている場合もある。また、主屋と舟屋、土蔵が離れて建つ場合も数軒ある。舟屋は、江戸時代から大正にかけて建築されたものが多く、海に向かってやや前傾している。また、柱が内側に傾いた、駒型(将棋の駒の形)をしているものも確認できる。

海岸線は、接水部分が全面開口と部分開口の舟

屋とが混在した景観である。

西平田地区では、高梨の端部同様、海側に主屋が建ち、短冊型をよく残しているように見えるが、主屋と舟屋が離れている場合も多い。基本的には、山側から海へと向かう軸上に主屋と舟屋が縦列し、短冊型を確認できる建物配置である。また、隣の東平田地区に主屋や土蔵を持つ場合も多く、西、東平田がかつて1つの平田集落であったことを伺わせている。

海岸線は、護岸で塞いだ舟屋が多いが、地区の東側には全面や部分的に開口した形態の舟屋が残る景観である。

東平田地区では、地区を東西に分ける七面山が大きく海に突き出している。さらに七面山西側は国道沿いに内陸の平地部に形成された集落と海岸線沿いの山裾に造られた集落の2つに区別できる。平地部では国道沿いに主屋、その裏手に土蔵が多く建ち、舟屋を持たない家が多くある。山裾に造られた集落は、道路の東側に主屋、西側に舟屋といくつかの主屋が建つ。七面山北側山裾では、土蔵がまとまって建っている。七面山東側の集落(烏屋とも呼称する。)は穏やかな弧を描き、基本的に主屋と舟屋が縦列し、短冊型を残している。しかし、数年前の高波により舟屋内部奥まで海水が入るなど大きな被害を受けたため、現在は全面を塞ぎ機能しない形態の舟屋が多く建ち並んでいる。ただし、切妻造り、妻入りの連続性をもった景観は保たれている。

大浦地区は、他の地区と異なった景観となっている。世帯は10世帯と少なくまた伊根浦で唯一、舟屋がない地区であり、コンクリート護岸により平地が造成されている。道路より海側には、伊根町漁業協同組合の事務所や大型冷凍冷蔵庫、漁具倉庫など漁業関連施設が集中して建っている。また、定置網漁船など船舶の係留もされている地域である。一方道路より山側には住宅が建ち、山の方へ向かって畑が広がっている。町並みとしては、

他の地区とまったく違った景観であるが、伊根浦の水産業の拠点となっている地区である。

立石地区の海岸線は、南に続く耳鼻地区では緩やかに弧を描くものの、入り組むことはなく直線状に延びている。そのため、海岸道路の両側の敷地間口は、海側と山側とでほぼ同じ幅を持っている。山が海側に大きく迫り出すこともなく、山裾から水際にかけての僅かな平地は一定の幅を保ちながら延びている。主屋と舟屋、土蔵が縦列しており、整った短冊型を残している。船を格納する本来の機能を有した舟屋が多く連続して建ち並んでいる。

耳鼻地区は、入り江で土地が海側では狭く、山側では広くなる地区であり、谷となる部分に平地が多く、山側深くまで建物が建てられている。谷には主屋や土蔵が設けられているが、隣り合って所有されていることは少なく、離れて主屋を持つ場合が多い。立石や高梨、西平田に多く見られたように、本質的に舟屋の間口が主屋より狭いことより、海側の敷地に余裕ができ、そこに他の建物を設けるといった例は、耳鼻の入り江ではほとんど見られない。これは海岸線が短い上に、谷に主屋を持つ世帯も舟屋を持っているためである。主屋と舟屋が縦列することもあるが、同所有者の建物が分散して建つ場合も多く、他の地区に比べて最も複雑である。また、ここでは、舟屋を共有する世帯も幾つかある。海岸線には、舟屋の機能である船を格納できる形態と部分開口した形態の舟屋が密集しながら建ち並んでいる。

亀山地区は、複雑に海岸線が湾曲しており、道の両側に同一所有者の建物が多く建っている。山側の主屋は間口が広く、海岸では、この間口に2棟以上の建物が建つ場合が多い。海側に主屋が建つ世帯は、それぞれが別棟の舟屋を持っており、耳鼻と同様の舟屋が建ち並んでいる。

土蔵は、集落の外れか山腹に集まって建ており、狭い土地を有効に活用している。また、この

地区は、平成9年から平成14年にかけて地盤沈下や海水の浸食を防ぐために海岸保全工事が施工され、護岸が保全されている。このことにより、冬期には舟屋の前に護岸が海面に現れ、夏期には水没する状態となった。耳鼻地区内にも同様の景観が一部ある。この護岸工事は、継続事業であり、今後、立石・平田へと伊根湾全体に施工される予定である。

このように各地区の景観を見ると、日出、大浦地区が他の地区と異なっていることが確認できた。舟屋は大浦を除く7地区に建っているが、本来の機能である船を引き上げることができるものは立石、耳鼻、亀山地区に特に集中し、歴史的景観を維持している。

次に、主屋・舟屋・蔵の建築年代について8地区全体で考察することにする。主屋は、昭和20年から平成にかけて建てられたものももっとも多く、約半数を占めている。地区毎にみると日出、高梨、耳鼻は明治から昭和20年以前に建てられた主屋の方が多く、西平田、東平田、立石、亀山は昭和20年から平成に建てられたものが多い。

舟屋は、昭和20年から平成に建てられたものももっとも多く、全体の約半数を占めている。明治から昭和20年以前に建てられたものは約30%、江戸時代に立てられた舟屋はわずか2棟(1%)である。地区別では日出地区が、明治に建てられた舟屋がもっとも多く残されている。

土蔵は、明治から昭和20年以前に建てられたものももっとも多く、全体の40%を占めている。昭和20年から平成に建てられたものは16%、江戸時代に建てられた土蔵は、19棟(11%)残っている。主屋、舟屋に比べて古い年代のものが多い。

以上のように、他の地区と景観が異なる日出地区において、主屋、舟屋とも江戸時代から昭和20年以前にかけて建てられた伝統的な建物が多く残っており、伊根浦の伝統的建造物群を構成する地

区に欠くことのできない地区であることが判明した。他の地区の建物は、昭和20年以降に建築されたものが多いが、道路の山側に主屋、海側に舟屋という基本的な配置・景観等を守りながら建てられてきたことがわかる。

主屋は切妻造り、平入りで板張らないしは土壁、舟屋は切妻造り、妻入りで傾斜床があり板張りという形態が少しずつ乱れながらも、現在まで伊根浦の町並みは大きく変化することなく、他の地方に類を見ない町並み景観として継承されており、舟屋群等の景観だけでなく、集落構成そのものが全国にその例をみない貴重な伝統的建造物群である。

#### (4) 保存地区の名称・面積・範囲

上記の特性を活かし、伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存し、加えて住民の生活環境の向上をはかるため、次のとおり定める。

保存地区名：伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約310.2ヘクタール

保存地区の範囲：京都府与謝郡伊根町字日出、字

平田、字亀島の各一部

範囲については、別図1のとおりとする。

#### (5) 保存の方向

伝統的建造物の特性を活かしながら、伝統的建造物群およびこれらと一体をなす環境を保存していく。については、地区住民の理解と協力を得て、生活様式に配慮しつつ、管理、修理、修景、復旧などの事業を行ない、伝統的建造物の景観並びに自然環境を保存し、町づくりに努める。伝統的建造物群が、生活環境、漁業形態・環境から急激に変化し失われないように配慮し、その地区にあった生活環境等の整備を図る。その効果が現れてくるのには、時間がかかるが、年を重ねることによって、変わっていく町並みを見ることによって、保存への関心や誇りをもちながらそこに住み続け

ていきたいと思える町づくりをめざす。

#### (6) 保存の内容

保存地区に現存する伝統的建造物及びこれと一体をなす舟屋群等の歴史的景観の保存を主体とした事業をおこなう。

伝統的建造物として、一定の基準に基づいて、主屋、舟屋、蔵などを特定し、外部から望みできる部分の外観を保存する。護岸が浸食され、地盤沈下やひび割れが生じ、舟屋が傾き保全の対策がとめられていたため平成9年から海岸保全工事が施工されている。また近年の潮位の上昇による舟屋の基礎部分の水没などに対する対策などが問題となっている。海からの景観に特徴がある舟屋群の町並みを保存していくために、景観と保全の両面から工法などの検討、住民との協議を進めていかなければならない。

伝統的建造物以外の建築物等についても住民の協力を得て可能な限り伝統的建造物と調和するように、また、RC造りである漁業関連施設などについてもできる限り周囲の景観に配慮するようその修景に努める。

さらに、伝統的建造物と一体をなす歴史的風致と自然環境の保護にも努めるとともに保存地区の保存のために必要な諸施設及び設備等も整備を図る。

2. 保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなした歴史的風致を形成する物件（以下「環境物件」という。）の決定

保存地区内にある伝統的建造物及び環境物件については、昭和30年頃までに建てられた、次の

(1) 及び(2)の伝統的な建造物等をもって決定する。

#### (1) 伝統的建造物

ア. (建築物) …別図2



舟屋（原則切妻屋根で妻入り）、主屋、土蔵、社寺など

イ．（工作物）…別図3

舟屋、主屋、蔵、社寺等と一体をなす歴史ある工作物で塀、石造物、井戸など

（2）環境物件…別図4

伝統的建造物と景観的に一体をなすもので、歴史的風致に寄与している樹木及び土地の形質など保存地区内にある伝統的建造物及び環境物件については、次の(1)及び(2)をもって決定する。

### 3. 保存地区における建造物及び環境物件等の保存整備計画

（1）保存整備の方向

海上や道路から望見できる建造物や周囲の歴史的風致を含めた景観の保存にあたり、修理基準、修景基準、認可基準を適切に運用して、町並み景観を保存するために、住民の理解と協力を得て保存整備を図る。

（2）保存整備計画

#### ①伝統的建造物の修理

ア 特性を維持している伝統的建造物

伝統的建造物群の特性を維持している伝統的建造物の保存整備については、その外観を維持するための修理を行う。（修理基準（別表4））

イ 外観が変更されている伝統的建造物

外観が変更されているものについては、伝統的建造物群の特性の維持を基本として旧状に復するための修理を行う。（修理基準（別表4））

#### ②伝統的建造物以外の建造物の修景

伝統的建造物以外の建築物の保存整備については、主として外観の現状維持もしくは修景基準（別表5）、認可基準（別表6）を適切に運用して歴史的風致の維持、形成を図る。

#### ③環境物件

環境物件の保存整備については、主として現状維持又は修理基準（別表4）によって復旧する。

### 4. 保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等

（1）建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費の助成

保存整備計画に基づく事業にあたり、保存条例第12条並びに「伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」により補助する。

（2）保存団体への助成

保存地区の住民等により組織された保存団体に対し、その活動に要する経費の一部を予算の範囲内において補助する。

（3）建造物の新築、増築、改築等に関わる設計相談

必要に応じて専門家等による設計相談を行う。

### 5. 保存地区の保存のため必要な管理施設の設置及び整備計画

（1）伝統的建造物の公開及び展示施設の整備

保存地区を特色づける伝統的建造物の公開するとともに、伝統的建造物の歴史、伊根浦漁業史を中心とした資料館及び漁具等を展示する展示館の整備を検討する。さらに、観光・歴史のガイドの養成にも取り組んでいく。

（2）管理施設等の整備

買上げ、借用等により確保した舟屋等を利活用し、町並みの情報を紹介するとともに保存地区の管理、交流の場とし、町並み保存の意識の向上に努める。

伊根浦を紹介する説明板、散策用案内板等を景観に調和した形式、構造、色彩で作製し整備を図る。

### (3) 環境の整備等

保存地区の景観をより良好なものにするために、電線、電柱等を移設、埋設を検討する。

生活環境や海の環境を良好にするため、下水処理施設の整備を検討する。

舟屋を守るため浸食がひどい海岸線の護岸を保全する必要がある。工法については、歴史的風致と調和また配慮したものを検討し保全を図る。地元との強調を図り、住民一人ひとりの町づくりに対する参加意識を高めていく。

### (4) 道路、駐車場の整備

保存地区内の道路は狭小で離合が困難であるが、地区の景観に配慮した整備を図る。

雪対策については、地形等を考慮し保存地区にふさわしい方法を検討し整備を図る。

駐車場は、集落内では用地の確保が困難であり、集落外に整備を検討する。また、駐車場がないので、外来者の地区内への自動車の乗り入れの制限など交通規制を検討し、交通安全を図る。

### (5) 防災施設等の整備

保存地区は、建物が密集しており大部分が木造家屋であり、火災によって大きな被害を受けることが予想される。また、道路が狭小で消防活動が容易にできないため、火災の早期発見・初期消火・延焼防止などを目的とした防災施設の整備充実を図る。また、海上からの消火活動、災害活動に備えて消防艇1隻も配備されている。宮津与謝消防署など関係機関との連携を図り、消防力の強化・防災無線による情報網や設備の充実を図る。

火災、地震、風水害などによる災害発生時に対応できるよう、避難経路の作成、緊急連絡先などを掲載した防災マップ、掲示板、防犯灯と兼ねた街路灯など、町並みに調和したものを整備する。更には、独居老人や高齢者、身障者などが火災・地震など災害に対して非難ができる

ように、防災機関、関係団体との連絡を密にして対応できるような体制づくりに努める。

### (6) 公共施設の修景、整備

保存地区内には、休憩所、公衆便所の施設が不足しているため、容易に利用が困難である。要所に休憩所、公衆便所、ゴミステーションの設置を検討する。あるいは伝統的建造物を活用してこれらの施設として整備する。

施設の設置場所やデザインについては、周辺に十分配慮する。

### (7) 公共団体等関係機関との協議

地方公共団体等による環境整備の事業については、舟屋群等の町並みに調和していくよう指導、助言、あるいは要請をする。

伊根浦伝統的建造物群保存地区修理基準

別表4

		伝統的建造物及び環境物件
建物配置	地盤・基礎高	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	平面配置	
接道(湾)関係		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
構造		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
階数		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
屋根	形式	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	軒形式	
	勾配	
	材料	
	軒	
	樋	
下屋・庇	材料	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	庇軒	
	勾配	
	軒先高さ	
一階意匠	外壁(道路、湾側)	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	外壁(側面)	
	開口部(道路、湾側)	
	接水	
	建具	
	出入口	
	戸袋	
	腰壁	
	基礎	
二階意匠	外壁	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	開口部	
	建具	
工作物	石垣・石造物	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	井戸	
環境物件	石段・旧道	主として現状維持又は旧状に復原修理する
	樹木	主として現状維持又は旧状に復原修理する

## 伊根浦伝統的建造物群保存地区修景基準

		主屋	舟屋	土蔵	
		伝統的建造物以外の建造物	伝統的建造物以外の建造物	伝統的建造物以外の建造物	
基準項目					
構造	建物配置	・原則として、現状の地盤高さを維持すること	・原則として、現状の地盤高さを維持すること	・原則として、現状の地盤高さを維持すること	
	接道(湾)関係	・平入り	・妻入り(接道、接湾)	・主屋・舟屋との配置関係を考慮し、接道部に出入口を設けるかどうかを選択する ・その上で、妻入り、平入りを選択する	
	構造	・伝統的建造物の特性を維持する木構造とする	・伝統的建造物の特性を維持する木構造とする	・伝統的建造物の特性を維持する木構造とする ・原則として、置屋根	
	階数	・おおよそ二階建てまでの階高とする	・原則として二階建以下とする	・伝統的形態に沿った高さとする	
	屋根	形式	・原則、切妻造りとする	・切妻造りとする	・切妻造りとする
		勾配	・周囲の伝統家屋に合わせる(4/10~5/10)	・周囲の伝統舟屋に合わせる(4/10~5/10)	・周囲の伝統家屋に合わせる
		材料	・いぶし瓦若しくは釉薬瓦(黒色もしくは銀黒色)の日本瓦棧瓦葺き	・いぶし瓦若しくは釉薬瓦(黒色もしくは銀黒色)の日本瓦棧瓦葺き	・いぶし瓦若しくは釉薬瓦(黒色もしくは銀黒色)の日本瓦棧瓦葺き
	下屋・庇	材料	・いぶし瓦若しくは釉薬瓦(黒色もしくは銀黒色)の日本瓦棧瓦葺き	・いぶし瓦若しくは釉薬瓦(黒色もしくは銀黒色)の日本瓦棧瓦葺き	・いぶし瓦若しくは釉薬瓦(黒色もしくは銀黒色)の日本瓦棧瓦葺き
		勾配	・周囲の伝統家屋に合わせる(2/10~5/10)	・周囲の伝統舟屋に合わせる(2/10~5/10)	・周囲の伝統家屋に合わせる(2/10~5/10)
		軒先高さ	・周囲の伝統家屋の高さと著しく異なること	・周囲の伝統舟屋の高さと著しく異なること	・周囲の伝統家屋の高さと著しく異なること
樋	・茶褐色仕上げとして、銅製も可とする	・茶褐色仕上げとして、銅製も可とする	・茶褐色仕上げとして、銅製も可とする		
建築物	一階意匠	外壁(道路、湾側)	・大壁造白漆喰または中塗仕上、板張り、またはこれらに類するもの	・板張りとする	・大壁造白漆喰または中塗仕上とする
		外壁(側面)	・板張り、またはこれらに類するもの	・板張りとする	・大壁造白漆喰または中塗仕上とする
		開口部(道路、湾側)	・原則、居室部は掃出し、縁を設ける	・原則全面開口 ・開口部には、庇を設けることもできる(海側)	—
		接水(海側)	—	・原則全面接水とし、土間は海側に傾斜し、汀線が建屋内部に入り込むこと	—
	建具	・建具は、木製を基本とする ・表構えは、エンガキ+木製ガラス戸、または木製格子はめ込み+木製ガラス戸、または腰付木製ガラス戸とする ・カラーサッシを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする	・木製ガラス戸引違い、カラーサッシを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする	—	
	出入口	・木製を基本とする ・カラーサッシを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする	・木製ガラス戸または板戸引違い ・カラーサッシを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする(道路側)	・木製格子または板戸引込	
	戸袋	・縦・横羽目板または下見板張り ・カラーサッシを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする	—	—	
	腰壁	・下見板張り、または縦板張り、または洗い出し(但し海鼠壁は不可)	—	・下見板張り、または縦板張り、または洗い出し、または海鼠壁	
	基礎	・原則として、道路側布石敷とする ・もしくはRC布基礎又は洗い出しとする	・石積+土台 ・RC布基礎	・布石敷 ・RC布基礎	
	二階意匠	外壁	・大壁造白漆喰または中塗仕上、板張りとする	・板張りとする	・大壁造白漆喰または中塗仕上とする
		開口部	・単窓、もしくは連窓(腰高窓または掃出し)	・腰高窓または掃出し	・単窓
		建具	・建具は、木製を基本とする ・カラーサッシを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする	・木製ガラス戸引違い、カラーサッシを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする	・原則鉄格子
		戸袋	・縦・横羽目板または下見板張り ・カラーサッシを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする	・縦・横羽目板または下見板張り ・カラーサッシを用いる場合は、茶褐色またはこれに類するものとする	—
	その他	外部土間	たたき、石敷、またはこれらに類するもの	—	—
外部意匠	・床下通気口 ・建具は、木製を基本とする	・ベランダ可(意匠は、周囲と調和のとれるものとする。色彩は、茶褐色またはこれに類するものとする。)	・漆喰鏝絵可(オプション)		
工作物	石造物	・歴史的風致を損なわないものとする			
	石段	・歴史的風致を損なわないものとする			
	石垣	・歴史的風致を損なわないものとする			
	石積	・歴史的風致を損なわないものとする			
	井戸	・歴史的風致を損なわないものとする			

## 伊根浦伝統的建造物群保存地区許可基準

			主屋	舟屋	土蔵
敷地	建物配置	地盤・基礎高	・周囲の家屋と同じ高さ、地盤高を考慮して建てること	・周囲の舟屋と同じ高さ、地盤高を考慮して建てること	・周囲の家屋と同じ高さ、地盤高を考慮して建てること
		平面配置	・町並み壁面線を考慮して建てる	・町並み壁面線を考慮して建てる ・湾沿いの壁面線を考慮して建てる	・町並み壁面線を考慮して建てる
建築物	接道(湾)関係		・平入り	・妻入り(接道、接湾)	・主屋・舟屋との配置関係を考慮し、接道部に出入口を設けるかどうかを選択する ・その上で、妻入り、平入りを選択する
	構造		・木構造とする	・木構造とする	・木構造とする
	階数		・おおよそ二階建てまでの階高とする	・原則として二階建以下とする	・原則として二階建以下とする
	屋根	形式	・原則、切妻造りとする	・切妻造りとする(海に面する)	・切妻造りとする
		勾配	・周囲の伝統家屋に合わせる	・周囲の伝統舟屋に合わせる	・周囲の伝統家屋に合わせる
		材料	・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする
		軒	・"	・"	・"
	下屋・庇	樋	・"	・"	・"
		材料	・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする
		勾配	・"	・"	・"
	外壁(道路、湾側)	軒先高さ	・"	・"	・"
		材料	・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする	・歴史的風致と調和したものとする
	開口及び接水		・"	・"	・"
	一階意匠		・歴史的風致と調和したものとする	・"	・歴史的風致と調和したものとする
	二階意匠		・"	・"	・"
	外壁		・"	・"	・大壁造白漆喰または中塗仕上とする
建具		・"	・"	・歴史的風致と調和したものとする	
基礎		・"	・"	・"	
その他RC建築物など		・外壁の意匠、色彩は周囲と調和のとれるものとする			
工作物	塀・門		・歴史的風致と調和したものとする		
	生垣		・"		
	屋外広告物		・規模、構造、材料、色彩など周囲の伝統的景観と調和したものとする		
車庫・駐車場		・原則として車庫は建築物の許可基準に従う ・原則として駐車場は歴史的風致と調和するよう管理運用を図る			
建築設備		・原則として、公道から望見できない位置に設置する			
土地の形質の変更		・変更後の状態が歴史的風致と調和したものとする ・空き地が生じた場合は歴史的風致と調和するよう管理運用を図る			
木竹の伐採・植栽		・空き地や法面等は歴史的風致と調和するように緑化に務める			
土石類の採取		・採取後の状態が歴史的風致と調和したものとする			

★ RC建築物とは、漁業関連施設(冷凍庫、事務所、倉庫など)、ガソリンスタンド、公共施設など

★ 建築設備とは、ガス・暖房・冷房・換気等

★ 工作物とは、塀・垣・石積・石造物・井戸等











## 伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例

平成15年12月25日条例第19号

### 改正

平成17年7月1日条例第21号

平成21年9月14日条例第27号

平成23年9月14日条例第15号

(目的)

**第1条** この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第143条第2項の規定に基づき、本町が定める伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定、現状変更の規制、その他その保存のため必要な措置を定め、もって本町の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、「伝統的建造物群」とは、法第2条第1項第6号に掲げる「伝統的建造物群」をいう。

2 この条例において、「伝統的建造物群保存地区」とは、法第142条に規定する「伝統的建造物群保存地区」（以下「保存地区」という。）をいう。

(保存地区の決定)

**第3条** 教育委員会は、本町の区域内に所在する伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、保存地区を決定することができる。

2 前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 保存地区を決定しようとする場合において必要があると認めるときは、住民等の意見を反映させるために公聴会の開催等の必要な措置を講ずるものとする。

4 保存地区を決定したときは、その名称及び区域を告示しなければならない。

5 保存地区の決定は、告示することによりその効力を生ずる。

(保存地区の取消し)

**第4条** 教育委員会は、保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、当該地区の決定を取り消すことができる。

2 前項の場合には、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(保存計画)

**第5条** 教育委員会は、保存地区を決定したときは、審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に

関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。

2 第1項の保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項
- (3) 建造物の保存整備計画に関する事項
- (4) 建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

（現状変更行為の規制）

**第6条** 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立て又は干拓

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転又は除却
  - ア 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転
  - イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築、移転又は除却
- (3) 次に掲げる木竹の伐採
  - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

- イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採
- エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- オ 仮植した木竹の伐採

(4) 前各号に掲げるもののほか、次の掲げる行為

- ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- イ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次の各号に掲げるものを除く。
  - (ア) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除却（仮設の工作物を除く。）
  - (イ) 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の設置
  - (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
  - (エ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
  - (オ) 水面の埋立て又は干拓

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

**第7条** 教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合しないものについては、同条同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該

保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(6) 第4号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(8) 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

**第8条** 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第6条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、第6条第1項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会に協議しなければならない。

**第9条** 次の各号に掲げる行為については、第6条第1項及び第8条の規定は適用しない。この場合において、第6条第1項の許可又は第8条の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(1) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

(2) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為

(3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止行為の施工に係る行為

(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施工に係る行為

(5) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為

(6) 森林法第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為

(7) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業

(8) 独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第

- 8号)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項7号ホ及び同条第2項1号に規定する業務に係る行為
- (9) 道路法(昭和27年法律第180号)による道路の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しく変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (10) 交通監視塔等道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 海岸法(昭和31年法律第101号)による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に関する行為
- (12) 港則法(昭和23年法律第174号)による信号所の設置又は管理に係る行為
- (13) 漁港法(昭和25年法律第137号)第3条第1項に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
- (14) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第1号から第11号までに掲げる港湾施設(同条第6項の規定により同条第5項第1号から第11号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。)に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為
- (15) 航路標識法(昭和24年法律第99号)による航路標識の設置又は管理に係る行為
- (16) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (17) 自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業又は京都府立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- (18) 土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る行為
- (19) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為
- (20) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (21) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為
- (22) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (23) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供す

る線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(24) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為

(25) 放送法（昭和25年法律第132号）による有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）の設置又は管理に係る行為

(26) 放送法第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(27) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

(28) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

(29) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

（許可の取り消し等）

**第10条** 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第6条第1項の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除去その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

(3) 第6条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者

(4) 詐欺その他不正な手段により、第6条第1項の規定による許可を受けた者

2 教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置すべき者について聴聞を行わなければならない。

（損失の補償）

**第11条** 町は、第6条第1項の許可を受けることができなかつたことにより、損失をうけた者に対して、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

**第12条** 町は、保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(審議会の設置等)

**第13条** 教育委員会に審議会を置く。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について教育委員会に建議する。
- 3 審議会の委員の定数は15人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。
- 5 審議会に、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(罰則)

**第14条** 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項の規定に違反した者
- (2) 第10条第1項の規定に基づく命令に違反した者

(規則への委任)

**第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日条例第21号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月14日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年9月14日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。



# 伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

平成15年12月25日規則第3号

改正

令和4年2月8日規則第3号

## 伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例（平成15年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可申請)

**第2条** 条例第6条の規定により現状変更行為をしようとする者は、現状変更行為許可申請書（様式第1号）を伊根町教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。申請した内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請書には、設計図及び見積書その他委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

(現状変更行為の許可)

**第3条** 委員会は、前条の規定による許可の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに許可の可否を決定するものとする。

2 委員会は、前項の規定により許可の決定をしたときは、現状変更行為許可決定通知書（様式第2号）により、不許可の決定をしたときは、現状変更行為不許可決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(標識の設置)

**第4条** 前条の許可のうち委員会が指定をするものについては、当該行為の着手の日から完了の日まで当該行為地の見やすい場所に標識（様式第4号）を設置しなければならない。

(現状変更行為完了等の通知)

**第5条** 条例第6条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了又は中止したときは、速やかに現状変更行為完了・中止通知書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

(応急処置の事後通知)

**第6条** 条例第6条第2項第1号の規定により非常災害のため必要な応急措置として条例第6条第1項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、応急措置の事後通知書（様式第6号）を委員会に提出しなければならない。

(国の機関等の協議)

**第7条** 条例第8条の規定により現状変更行為をしようとする国の機関等は、現状変更行為協議書（様式第7号）に第2条第2項に掲げる書類を添えて、委員会に提出するものとする。

(現状変更行為の通知)

**第8条** 条例第9条の規定により現状変更行為をしようとする者は、現状変更行為通知書（様式第8号）に第2条第2項に掲げる書類を添えて、委員会に提出するものとする。

(内容の変更)

**第9条** 第7条の規定により協議を行った国の機関等及び前条の規定により通知した者が、その提出した内容を変更しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(審議会の設置)

**第10条** 条例第13条第1項の規定により、伊根町伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員の区分)

**第11条** 委員の区分は、以下のとおりとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係地域を代表する者

(委員の委嘱)

**第12条** 前条に掲げる委員は、教育委員会が委嘱する。

(審議会の役員)

**第13条** 審議会に、会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、審議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

**第14条** 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

**第15条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第16条** 審議会の庶務は、委員会事務局において処理する。

(委任)

**第17条** この規則の施行に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第16条までの規定は平成16年2月1日から、第1条から第9条及び第17条の規定は平成16年5月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

現 状 変 更 行 為 許 可 申 請 書

年 月 日

伊根町教育委員会 様

申請者住所  
氏名



伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例第6条第1項の規定による許可を受けたいので、  
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

変更場所の位置	
変更の理由	
変更の内容及び 実施の方法	
工事の着手及び 完了の時期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
工事施工責任者 住所・氏名	
備 考	

添付書類・現状変更箇所位置図、現状変更の設計図書、現状写真等

現 状 変 更 行 為 許 可 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった保存地区内の現状変更行為( )

については、下記のとおり許可することを決定しましたので、伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第3条の規定により通知します。

ただし、実施にあたっては、教育委員会の指示を受けてください。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊根町教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊根町を被告として(訴訟において伊根町を代表する者は、伊根町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

伊根町教育委員会



様

現 状 変 更 行 為 不 許 可 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった保存地区内の現状変更行為( )

については、下記のとおり不許可とすることを決定しましたので、伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第3条の規定により通知します。

不 許 可 年 月 日	年 月 日
不 許 可 の 理 由	

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊根町教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊根町を被告として(訴訟において伊根町を代表する者は、伊根町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

伊根町教育委員会



様

様式第4号(第4条関係)

現状変更行為許可証					
1	現状変更行為の種類				
2	現状変更行為の期間				
3	許可年月日及び番号	年	月	日	第 号
4	許可を受けた者の住所・氏名				
5	工事施工責任者の住所・氏名				

50cm

30cm

様式第5号(第5条関係)

現状変更行為完了・中止通知書

年 月 日

伊根町教育委員会 様

住所

氏名



伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例第6条第1項の許可を受けた現状変更行為を完了・中止したので、伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり通知します。

現状変更行為の内容	
現状変更行為の場所	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
現状変更行為の 完了・中止年月日	年 月 日
現状変更行為を中止 したときはその理由	

様式第6号(第6条関係)

応急措置の事後通知書

年 月 日

伊根町教育委員会 様

住所

氏名



伊根町伝統的建造物群保存地区において、非常災害のため下記のとおり必要な応急措置をしたので、通知します。

措置行為の内容	
現状変更行為の場所	
措置行為の年月日	年 月 日



様式第7号(第7条関係)

現 状 変 更 行 為 協 議 書

年 月 日

伊根町教育委員会 様

住所

名称

代表者名



伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例第8条の規定により、下記のとおり現状変更行為を行いたいので協議します。

変更場所の位置	
変更の理由	
変更内容及び 実施の方法	
工事の着手及び 完了の時期	着手 完了 年 月 日 年 月 日
その他参考事項	

添付書類・現状変更箇所位置図、箇所変更の設計図書、現状写真等

様式第8号(第8条関係)

現 状 変 更 行 為 通 知 書

年 月 日

伊根町教育委員会 様

住所

名称

代表者名



伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例第9条の規定により、下記のとおり現状変更行為を行いたいので通知します。

変更場所の位置	
変更の理由	
変更内容及び 実施の方法	
工事の着手及び 完了の時期	着手 完了 年 月 日 年 月 日
その他参考事項	

添付書類・現状変更箇所位置図、箇所変更の設計図書、現状写真等

# 伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱

平成17年3月2日要綱第1号

## 改正

平成23年10月3日教育委員会告示第7号

平成25年5月22日教育委員会告示第2号

令和6年1月25日伊根町告示第5号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例（平成15年条例第19号）第12条の規定による補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の適用区域)

**第2条** 条例第12条に規定する建造物等の修理、修景、復旧に係る経費の補助は、当該保存地区内全域を対象とする。

(補助金の交付額)

**第3条** 条例第12条の規定による補助金の交付の額は、毎年度予算の範囲内において町長が定めた額とする。

(補助率等)

**第4条** 伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の内の伝統的建造物及び環境物件の種類、補助率並びに限度額は、次のとおりとする。

種類	補助対象	補助率	限度額
主屋	当該物件の屋根、外壁、軒まわり、外部に面する建具等（これらに係る構造体を含む）の修理に要する経費 (電気設備、その他内部の装飾等は除く)	10分の8以内	700万円
舟屋	主屋に同じ	10分の8以内	800万円
土蔵	主屋に同じ	10分の8以内	600万円
社寺	主屋に同じ	10分の8以内	500万円
その他	主屋に同じ	10分の8以内	350万円
工作物	修理又は復旧に要する経費	10分の8以内	150万円
環境物件	修理又は復旧に要する経費	10分の8以内	100万円

注：その他とは、離れ、物置などをいう。

工作物とは、石垣・井戸等をいう。

環境物件とは、旧道等をいう。

2 前項の規定によりがたい伝統的建造物及び環境物件の修理又は復元に係る当該補助率並びに限度額は、町長が別に定めることができる。

3 保存地区における伝統的建造物以外の建築物等で、外観を伝統的建造物に準じた、又はこれに類する周囲の伝統的建造物と調和のとれた新築、増築又は改築等において、その種類、補助対象及び補助率並びに限度額は、次のとおりとする。ただし、舟屋については、1階開口部等に形態の違いがあるため4タイプ(別表1のとおり)に区分し、それぞれ補助率並びに限度額を定める。

種類	補助対象		補助率	限度額
主屋	外観を伝統的建造物に準じ周囲の伝統的建造物と調和のとれたものに限り、その経費のうち屋根、外壁、軒まわりなど伝統的工法によるものの修景に要する経費、建具等(これらに係る構造体を含む)の修景に要する経費 (電気設備、その他内部の装飾等は除く)		10分の6以内	300万円
舟屋	主屋に同じ	Aタイプ	10分の6以内	600万円
		Bタイプ	10分の6以内	500万円
		Cタイプ	10分の6以内	400万円
		Dタイプ	10分の6以内	300万円
土蔵	主屋に同じ		10分の6以内	300万円
その他	主屋に同じ		10分の6以内	70万円
工作物	伝統的な形式により、周囲の景観に調和した新設又は改築に要する経費		10分の6以内	70万円

4 前項の規定にかかわらず、舟屋については、写真、図面等の確実な資料に基づき復元ないしは修景する場合は、補助率を10分の6以内、限度額600万円とする。

5 第3項の規定にかかわらず、当該物件を写真、図面等の確実な資料に基づき伝統的建造物及び環境物件に準じて復元ないしは修景する場合は、同項の規定にかかわらず、第1項の規定に準用することができる。

(経費の内訳)

**第5条** 前条に規定する経費の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事費
- (2) 設計費
- (3) 管理費
- (4) その他町長が特に必要と認める経費

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の申請をしようとする者は、当該物件の工事着工前に補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、工事費見積書及び設計図その他町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 工事は、当該補助金の交付決定を受けた後に着工するものとする。

(補助金の交付決定)

**第7条** 町長は、前条の規定による補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知し、又補助金交付を決定しなかったときは、その旨を記載し文書により当該申請者に通知しなければならない。

2 町長は、前項の補助金交付の決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(申請事項等の変更)

**第8条** 交付決定を受けた者は、申請書の記載事項若しくはその添付書類の内容を変更しようとするときは、計画変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の計画変更承認の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、変更を承認すべきと認めたときは、速やかに計画変更承認通知書(様式第4号)により当該申請者に通知し、又計画変更を承認しなかったときは、その旨を記載し文書により当該申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

**第9条** 実績報告は、現状変更の完了の日から起算して20日以内に補助事業実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の報告には、収支精算書、完成写真その他町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付)

**第10条** 町長は、前条の届出があったときは、これを審査し、相当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(補助金の請求)

**第11条** 補助金の請求は、補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出して行うものとする。

(補助金交付決定の取り消し)

**第12条** 町長は、申請者が補助金の交付に関して付された条件に違反したときは、補助金交付の決定の取り消し、また返還を求めることができる。

(書類の保管)

**第13条** 補助事業者は、補助事業の状況、補助事業に係る経費の収支その他事業に関する事項を明らかにする書類を備え付け補助事業完了の翌年度から5年間保管するものとする。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年10月3日教委告示第7号)

この告示は、平成23年10月3日から施行する。

附 則(平成25年5月22日教委告示第2号)

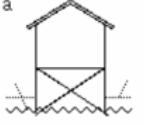
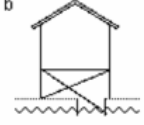
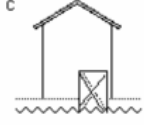
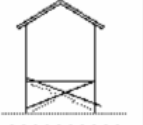

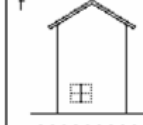
この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(令和6年1月25日伊根町告示第5号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

舟屋1階開口タイプ図

区分	A			B			C			D								
形態																		
説明	全面接水 + 全面開放			一部接水 + 全面開放			一部接水 + 一部開放			接水していない + 全面開放			接水していない + 一部開放			接水していない + 開放なし		

◎舟屋の条件(機能)

船を引き揚げることができる



床が傾斜し、接水している。  
十分な開放の幅をもっている。

- A : 全面接水、全面開放した景観を示す舟屋
- B : 一部接水、全面開放又は一部開放した景観を示す舟屋
- C : 接水していないが、全面開放、一部開放した景観として連続性がある舟屋
- D : 接水がなく開放もない形態であるが、以前は形態を有していた舟屋

補助金交付申請書

年 月 日

伊根町長 様

申請者 住所  
氏名 印

年度伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区補助金の交付を受けたいので、伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例及び伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区保存計画を理解し、下記条件を了承のうえ、関係書類を添えて申請します。

工事場所	伊根町字	建物区分	
現状変更行為 許可指令番号		伝建番号	
工事内容			
補助対象事業費			円
補助率			%
補助金交付申請額			円

添付資料…工事費見積書及び設計図

※条件

- ・当該改修工事等の実施に関し、町教育委員会が行う指示、検査に応じます。
- ・この事業に関連して提出する写真、画像電子データ等は、町教育委員会が伝統的建造物群保存地区の保存に係る広報・啓発等に使用することに同意します。
- ・当補助金を受けて改修した箇所は、事業完了後10年間は改修しません。



補助金交付決定通知書

指令第 号  
年 月 日

様

伊根町長 印

年 月 日付で申請のあった、伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区補助金を下記のとおり交付することを決定したので、下記条件を付して通知いたします。

記

交付決定年月日	年 月 日
交付決定番号	
交付対象の事業	
事業場所	
事業の種類	
事業の内容	
交付対象の経費	
補助金交付決定額	
交付の条件	

※条件

- ・当該改修工事等の実施に関し、町教育委員会が行う指示、検査に応じること。
- ・この事業に関連して提出された写真、画像電子データ等は、町教育委員会が伝統的建造物群保存地区の保存に係る広報・啓発等に使用する。
- ・当補助金を受けて改修した箇所は、事業完了後10年間は改修しないこと。

計画変更承認申請書

年 月 日

伊根町長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

年 月 日付 指令第 号で交付決定のありました 年度伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区補助金について、下記のとおり変更したいので申請します。

	変更前	変更後
工事場所		
建物区分		
伝建番号		
現状変更行為許可 指令番号		
工事内容		
事業期間	着工： 年 月 日～ 完成： 年 月 日	着工： 年 月 日～ 完成： 年 月 日
補助対象事業費	円	円
補助金の額	円	円

※記載のない事項は変更なし

計画変更承認通知書

指令第 号  
年 月 日

様

伊根町長

年 月 日付で計画変更承認申請のあった伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区補助金について下記のとおり承認することを決定したので、通知いたします。

記

	変更前	変更内容
工事場所		
建物区分		
伝建番号		
現状変更行為 許可指令番号		
工事内容		
事業期間	着工： 年 月 日～ 完成： 年 月 日	着工： 年 月 日～ 完成： 年 月 日
補助対象事業費	円	円
補助金の額	円	円

※記載のない事項は変更なし

様式第5号(第9条関係)

補助事業実績報告書

年 月 日

伊根町長 様

申請者 住所  
氏名 印

年 月 日付 指令第 号で交付決定通知のあった伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区補助金に係る事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

工事場所	伊根町字	建物区分	
現状変更行為 許可指令番号		伝建番号	
工事完了年月日	年 月 日		
工事内容			

添付資料…完成写真

様式第6号(第11条関係)

補助金交付請求書

年 月 日

伊根町長 様

申請者 住所  
氏名 印

年 月 日付 指令第 号で交付決定通知のあった伊根町伊根浦伝統的建造物群補助金に係る事業が完了したので、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

ただし、 年度伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区補助金